

庄原市PRロゴマーク使用取扱要綱を次のように定める。

平成25年9月5日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市PRロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、庄原市PRロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の制定及び使用に関して、必要な事項を定める。

(デザイン)

第2条 ロゴマークの図柄、色及び名称(以下「デザイン」という。)は、別図に定めるとおりとする。

(使用手続)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、使用許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用に係る企画書その他これに準ずる書類
- (2) 当該使用にかかる物件等の完成見本(完成見本の提出が困難な場合は、写真等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を要しないものとする。

- (1) 新聞社その他報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (2) 市又は市が事前に承認した団体が使用するとき。
- (3) 市が共催又は後援等を決定したイベントに使用するとき。
- (4) その他市長が申請を省略することが適当と認めたとき。

(使用決定等)

第4条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用をさせるこ

とが適当と認めるときは、使用許可決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとし、使用させることが適当でないと認めるときは、使用不許可決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があるときは、前項に定める通知書に条件を付すことができる。

3 市長は、申請者によるロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するとき又はそのおそれのあるときは、その使用を許可しない。

(1) 庄原市の品位を傷つけるとき。

(2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき。

(3) 法令又は公序良俗に反するとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等及びその構成員が使用するとき又は利益を受けるとき。

(6) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないと市長が認めるとき。

(7) その他ロゴマークの使用が不相当であると市長が認めるとき。

（使用料等）

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

2 ロゴマークの印刷費等の経費は、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）の負担とする。

（使用内容の変更等）

第6条 使用者は、許可を受けた使用内容を変更し、又は使用を中止しようとするときは、使用変更（中止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し）

第7条 市長は、使用者によるロゴマークの使用が第4条第3項各号のいずれかに該当するとき又はそのおそれのあるときは、使用の許可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消された者に対し、当該使用に係る物件の使用停止及び回収等適切な処置をとるよう求めることができる。

3 第1項の許可の取消しに伴い発生する使用物件の回収費用その他一切の費用は、使用者の負担とする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この要綱に定めたデザインに沿って使用すること。

(2) 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。

（損害に対する責任）

第9条 使用者は、その使用に関し市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとし、市はその原因を問わず一切の責任を負わないものとする。

2 ロゴマークの使用に関し事故等が発生した場合は、当該使用者は、直ちに事故等の内容を市長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月6日から施行する。

別図（第2条関係）

図柄・色



名称

庄原市PRロゴマーク